

従業員50人を超えたらやることチェックリスト

1. 産業医・衛生管理者

- | | |
|--|------------------|
| ☐ 産業医を選任する（常時50人以上の事業場ごと。パート・アルバイトも常時使用なら人数に含む） | 50人以上になってから14日以内 |
| ☐ 所轄の労働基準監督署へ「産業医選任報告」を提出する | 選任後、遅滞なく |
| ☐ 衛生管理者を選任し、選任報告を提出する | 50人以上になってから14日以内 |
| ☐ 産業医の業務内容・訪問頻度・連絡方法を社内で周知する | 選任後すみやかに |

2. 衛生委員会

- | | |
|--|------------|
| ☐ 衛生委員会を設置する（議長・産業医・衛生管理者・労働者側委員など） | 50人以上になったら |
| ☐ 毎月1回以上開催し、議事録を3年間保存する | 毎月 |

3. 健康診断・ストレスチェック

- | | |
|---|----------|
| ☐ 定期健康診断の結果を労働基準監督署へ報告する | 実施後、遅滞なく |
| ☐ 健康診断の結果について、医師（産業医）の意見を聴く | 結果が出たら |
| ☐ ストレスチェックを実施し、結果を労働基準監督署へ報告する | 年1回 |
| ☐ 高ストレス者から申出があれば、医師による面接指導を行う | 申出から遅滞なく |

4. 日常の産業保健

- | | |
|--|-----|
| ☐ 産業医による職場巡視（原則月1回。条件を満たせば2か月に1回） | 毎月 |
| ☐ 長時間労働者の把握と、申出に応じた医師の面接指導 | 毎月 |
| ☐ 休職・復職の判断の流れ（主治医意見書・産業医面談）を決めておく | 早めに |

※ 常時1,000人以上（一定の有害業務は500人以上）の事業場は専属産業医が必要です。※ 50人未満の事業場にも、2025年の法改正によりストレスチェックが義務化されます（公布後3年以内に施行予定）。

産業医の選任・手続きのご相談は、うえまつ（上松）産業医事務所へ

京都市中京区（四条烏丸）。京都・大阪・滋賀・奈良へ訪問、Web面談で全国対応。

50名未満は月額2万円から / スポット相談 1回2万円 / 営業日は当日中に返信

お問い合わせ： <https://mestate.jp/contact.html> / TEL 075-275-5904（平日 9:00-18:00）